

☆復興特別法人税が1年前倒しで廃止☆

復興特別法人税が、24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日に属する事業年度が対象となっていました。同日以後2年を経過する日に改正となりました。

☆交際費等の損金不算入制度の見直し☆

法人が支出した交際費等について、中小法人については、現行の定額控除（支出額800万円まで100%損金算入）の特別措置が2年間延長となります。新たに全法人を対象に、交際費等の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入できる措置（上限額はありせん）が2年間に限り創設されました。上記規定について中小法人は、選択適用が可能とされました。期限は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において支出するものについて適用されます。

☆所得拡大促進税制の拡充☆

所得拡大税制について適用要件について見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。所得拡大税制とは、青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①制度適用初年度の前年度（基準年度）と比較5%以上給与等支給額を増加させていること、②給与等支給額が前事業年度を下回っていないこと、③給与等支給額の全体の平均額が前事業年度を下回らないことのすべてを満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の10%相当額の特別税額控除ができる制度です。特別税額控除額については、当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）が限度とされます。改正後は雇用者給与等支給増加割合の要件が適用年度に応じて、2%以上、3%以上、5%以上となり平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ることとされました。

☆給与所得控除の上限額の引下げ☆

給与等収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に245万円の上限が設けられ、平成25年分以後の所得税から適用されていますが、平成28年分については、給与等収入が1,200万円超の場合、控除上限額が230万円となり、平成29年分以後については、給与等収入が1,000万円超の場合、控除上限額が220万円となります。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

北枕の勧め

現在の家に住み始めて既に10年以上が経ちます。当初から、寝室のレイアウトの都合上、ずっと南枕で寝ておりました。

2月に香港へ出張した時一緒だった関与先の方に「北枕」を勧められました。

私のイメージでは、北枕は亡くなった方を寝かせる時の縁起の悪いものだと思っておりましたが、実は逆だったのです。

4月の下旬より、北枕にして実感したことは、朝の目覚めが実に良いということ、昨日の疲れが取れていること、寝つきが良いことです。

本当にびっくりです。この10年はなんだったのかと…。

先日、靈感のある有名な占い師の方にお会いする機会がありました。北枕について伺ったところ、「南枕と東枕は特にダメ！」と言われました。（やっぱりね）

クールビズ

今年も5/7～10/31までの間、クールビズを実施いたします。この期間は、ノーネクタイ（6月～9月まではノージャケット）にて対応させていただきますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

新人紹介

4/1より、MAS専門の担当を育てるべき、人材を採用しました。現在、当事務所内において勉強中です。「吉田七奈子」と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

IEの使用を控えてください

マイクロソフト社のWebブラウザ「インターネットエクスプローラー（IE）」にセキュリティ脆弱性が報告されました。IEで悪意のあるWebページにアクセスをするとPC上にある個人情報抜き取られる、PCを制御されてしまうなどのリスクがあります。マイクロソフト社より修正プログラムの配信（5月中旬）があるまでは他社のブラウザ（google chrome や mozilla firefox など）を使用するようにして下さい。

今月の一言

『準備ができた時、それは訪れる…。』

こんな言葉を聞いたことがありました。正しくは「準備ができた時、師は現れる。」ですが。振り替えてみると、この言葉って当たっているなと思うんです。今、自分に何の準備が足りないのか？って考えてみるのも良いのかもしれないね。